

「法のまえ」に現れる身体

—— コーネルとバトラーの基本概念の批判的統合をもとに

長野慎一

(東京理科大学・非常勤)

本稿の目的は、法が特定のセックス概念への適応を強いるときに身体がいかに「法のまえ」に現れうるかを考察することである。

「法のまえ」という用語は、人格として等しく自由な成員からなる理念的領域を指す。それは、制定法、判例、科学的文書などからなる法言説に還元できない領域であり、むしろ、そのような言説に先立つ領域である。

まず、イマジナリーな領域に関するコーネルの構想の検討から、自己の身体像を(再)想像／(再)創造する自由を物質的に実現するために、「法のまえ」に身を置きつつ、物質的世界に不平等で拘束的な秩序を付与する法言説に対峙する主体を措定しうることを確認する。

次に、バトラーによる社会運動論に対する批判的整理とこれとコーネルに関する先の議論との統合から、そのような主体は、還元不可能な差異をもつ諸身体として、現れうることを示す。

本研究の独自性は、法に抗う主体の理念的次元と身体的次元を焦点化する点にある。

キーワード

法、身体、セックス、イマジナリーな領域、現れ

I. 問題提起

本稿の目的は、セックスを媒介項とする法と身体を関係を理論化することである。その方法として、法理念としての性的自由と制定法の関係を論じるドゥルシラ・コーネル(Durucilla Cornell)と性的な強制・差別に対抗する政治を論じるジュディス・バトラー(Judith Butler)の基本概念的な配置関係を定

め体系化する。能動的行為者としての身体を軸に両者を再編する点に本研究の独自性がある。理論研究として一般性を志向するが、筆者が生きる日本社会の性的少数者の状況の解釈への適用を念頭においた議論である。

コーネルとバトラーの関係に関しては、

大貫拳学が既に研究している。大貫は、「パフォーマンスティヴィティ」の「非決定性」(バトラーの着想)に「イマジナリーな領域」(コーネルの着想)の成立条件を指摘する(大貫 2014)。さらに、大貫は、バトラーの倫理概念の検討から、特定の政治社会において、正統な主体位置を追われている人々に対する感受性を、「批判的脱主体化」という一種のパフォーマンスティヴィティに見出す(大貫 2018)。本研究は、大貫の成果から学びつつ、身体としての主体性に着目し、イマジナリーな領域を法が保護しないときに、身体がいかにパフォーマンスティヴィティを發揮しうるかに焦点を移す。

なお、法という言葉で筆者が扱うものは、①制定法・判例法等からなる実定法、②その是非を判定するための理念としての法の姿(以下、「法理念」)、③実定法・法理念の一部に組み込まれている概念としてのセックスである。③は、法が権利を規定するための前提となる身体的事实を確定するために、自らのうちに組み込むセックス概念である。

「法のまえ」という言葉¹で本稿が意図しているのは、実定法批判の基盤であるとしても実定法に還元しえない理念的領域である。端的に言えば、それは近代リベラリズムが理念として措定する社会契約に先立つ、自由で平等な主体としてのわれわれの領域である。それは、実定法上の法的枠組み内部で付与される法的主体性とは別に、その枠組み自体に正統性を付与する法の起源という主体位置である。そして、その位

地は、民主国家の立法府の議員、選挙民、判例法を創出する裁判官、その契機となる訴訟当事者・代理人などの、実定法の枠組みの規定に則して実定法の(再)創出に関与する主体に還元されるものではない。むしろ、実定法上の主体として人々が行動するときでさえ、眼前のそれを措いておき、自らが属する政治社会の皆がしたがう基本法を、打ち立てるならばどのような法を創設するであろうかという問いを触発するような、すべての成員が平等で自由に扱われるべき仮構の空間である。

本稿では、そのよう理念的仮構空間を構成するものとして、コーネルが言う「イマジナリーな領域」とバトラーが言う「現れの領域」を取り上げ、最終的に統合する。そのための作業として、まず、コーネルの説を整理・敷衍することで、セックスをその一部に組み込んだ実定法上の争いをするときにさえ、人々は理念的空間に訴求していると考えうることを示す(II章)。ついで、理念的空間に対するバトラーの両面評価を整理・批判し、バトラーは理念的空間に依拠した社会変容を認めざるをえない点を示す(III章)。最後に、バトラーの社会運動論を、法理念を擁護し実定法を審問する諸身体からなる理念的空間を示す議論として再定位する(IV章)。

II. コーネルによる「法のまえ」の擁護

1. 「理念」としての「イマジナリーな領域」

コーネルは、「法のまえ」を、「自由」を「平等」に享受する「人格」からなる「道徳

1 「法のまえ」は「法によって判断を下される位置」との意味もあるが、本稿の用法ではない。

的空間」として構想する。その成員が保障されるべきものが、「イマジナリーな領域」である。それは、「性に関わる存在」として、「自己表象」を「自由に探索できる」「心的・道徳的空間」であるとされる (Cornell 1998=2001: 8, 23-5)。

「性に関わる存在」とは、文化的枠組みに内在する形で、「身体」として「性別化されている sexed」存在を指す (Cornell 1998=2001: 23)。コーネルは、「セックス」に関する諸言説が差別に加担してきた歴史を承知している (Cornell [1990]1999=2003) ゆえ、身体を語る行為が、「象徴的な暴行」 (Cornell 1995=2006: 51) の下にある場合に議論を集中させる。コーネルは、身体の把握やそれへの働きかけが、差別的セックス概念のもと、一定の仕方へと強制されている社会を扱うのだ。

そのような社会を批判する脈絡でコーネルは「自己表象」の「自由」を擁護する。コーネルが言うには、「性に関わる存在」としての各人格が「自由」であるべきならば、「性と密接な生」に関する「評価」や「表象」については、「各人格」としての「私たち自身」が「源泉」として「承認」されているべきである (1998=2001: 40)。さらに、自己表象の自由と法の関係に関して、次のように言う。法は、各人格が自己を知り自己を表す能力を発揮しうる領域として「道徳的空間」を措定しなければならない。その「道徳的空間」は、法のあり方を導く「理念」であることがあっても、法によって縮小されたり廃絶されたりしてはならないものである (Cornell 1995=2006: 43-130)。

これらの命題を敷衍すれば法の理念的姿

は次のごとく展開できる。すなわち、実定法を中心とした法文書はもとよりそれを支える科学的知識などからなる支配的言説が伝えるセックス像を、再解釈し自己像を再創出する心的作用こそが、法が擁護すべきものである。とすれば、支配的言説に照らせば不合理と評価されうる身体像であれ、それが個々の人格の自己表象の結果であれば、そのことのみを根拠に、その結果は法的保護に値するのでなければならぬ。各人格の自己表象が客観的思惟(科学)に適合するか否かは二次的問題でしかない。当然、法が支配的言説に肩入れし、特定のセックス像を強要することは禁止されなければならないと。むしろ、「法のまえ」として措定される「道徳的空間」の成員とみなされることによって、各人格はセックス概念を再解釈し自己像を再創出する心的作用を発揮しうる条件を、法に対して求める権利が保障されているのでなければならない。

理念的に言えば、イマジナリーな領域とは、強制的なセックス概念を想像=創造的に自由に練り直す心的活動領域であり、「法のまえ」に存在する道徳的領域に住む人格に対して法が保障すべきものなのである。では、イマジナリーの領域の理念は、いかに実定法の世界に帰着し、身体のある方を形づくるのか。

2. 「身体的統合性」と「実定法」の関係が規定する「イマジナリーな領域」の現実化の不平等

コーネルは、「イマジナリーな領域」が要請する身体のある方を「身体的統合性」という概念で示す。それは、客体それ自体と

しての身体に還元できない身体イメージに自己の基盤をもちえることのみならず、その像を物質的世界で実現する活動を、他者による支援のもと実際に行いうることを意味する (Cornell 1995=2006: 51-8)。「中絶」に関するコーネルの考察は心的自由の物質的条件を論じている。本稿は主に性的少数者に関する議論だが、両者には一脈通じる所がある。これ示しつつ、身体的統合性の保障を得んとする実定法上の権利闘争がイマジナリーな領域の理念を現実世界に手繰り寄せる営みであることを示す。

中絶権を擁護するコーネルは、国家ではなく、個々の女性こそが「中絶の決定とその決定に付与される意味の究極的な源泉」であると言う。なぜなら「一人の人格にな[りうる]」条件は、「当人の自己全体の想像された投影」が自己の身体になされえていることであるからだ (Cornell 1995=2006: 48)。だから、コーネルは、第一に、「中絶の権利の否定」は、「女性の子宮を彼女の自己から切り離すことによって、彼女の一貫性を否定しようとする他者の管理と想像の作用の中に、彼女の身体を置く」ことを意味すると批判する (Cornell 1995: 38=2006: 51-2 [引用者改訳])。では、第二に、身体像はいかに物質的世界に結実するのか。コーネルによれば、中絶権の保障には、本来、中絶に必要な医療設備・サービスへのアクセスを政府に保障すること²を命じる

ように、実定法が整備されているのでなければならぬ (Cornell 1995=2006: 45, 80, 1998=2001: 9)。

一般化し換言すれば、一点目は、身体を構成する各部位や全体としての生物学的特性の何をもって、自己の基盤にするかを評価する最終的権利が、その身体と不可分な人生を営む当人に保障されていることを意味している。二点目は、一点目の権利が実際に行使されうるには、身体がその因果の鎖の一環として内属している物質的世界を制御することが、国家を含む他者たちによって妨げられないことは当然として、さらに、国家の責任のもとで、他者たちによって支援されることが、実定法によって定められているべきことを主張する。まとめて言えば、自己のセックスに関する表象を自由に再想像=再創造する営みが、物質的世界において実現しうることが実定法上制度化されているべきことが、イマジナリーな領域の理念の要請である。

性的少数者も、当然、その理念の要請のもと法的権利を付与されるべき存在である。ところが、その身体的統合性を保障するように実定法が定められていないために、イマジナリーな領域が毀損されるリスクに晒されやすい。

例えば、現時点でも日本社会では、法律上の規定³のために、トランスジェンダーの人が「法令上の性別」の変更を叶えるため

2 コーネルは健康が「公共施設の供給」に「依存」していることを前提に、国家が女性の中絶を妨げないことのみならず「安全で中絶が利用可能であるという条件を確立すること」が必要だと論じる (Cornell 1995=2006: 45, 80)。

3 性同一性障害者の性別取扱いの特例に関する法律 (2004年施行)。同法規定の要件を満たすことが身体的統合性の実現に不可欠と感じる当事者もいようが、そうでない人もいる。例えば、鈴木げんさんは、2021

には、手術などの規定の医学的処置を受けなければならない。この法律は、ある性自認はある身体的特性と一対一の対応をするはずだとシスジェンダー・モデル⁴を措定することで、当人の身体把握の固有性を蔑ろにし、望む法的呼称と引き換えに身体のあり方に国家が干渉することを受容するように強いている。さらに、性自認に合致したトイレなどの施設利用も権利として確立されていない⁵。性自認に即した物理的環境へのアクセス制限を国家が許容しているのである。

性的指向に関して言えば、日本では同性間の親密性は実定法によって禁止されていない。が、例えば、婚姻の自由が同性間関係には法制度的に保障されていないために、異性間であれば享受しうるパートナー関係への法的保護が与えられてこなかった。ゆえに、地域社会の一員として、居を構え暮らすことを困難にされてきたのだし⁶、近隣社会に理解がなければ、同性間の関係性をオープン⁷にして街を歩くこともままならなかったのである。自己の感覚の基盤にある性的指向に基づき身体的結合を形成・維持することを促進する物質的環境が付与されていないということを通じて、

やはり、同性愛の人々も、自己表象の自由を制限されてきたのである。そして、この状況の要になってきたのが、異性愛を前提とした実定法である。

コーネルは、リプロダクティブ・ライツ／ヘルスが、自己の感覚に不可分な身体に関わる事象であり、同時に、その感覚は物質的にも象徴的にも公共的次元をもつと指摘する (Cornell 1995=2006: 114)。同じことが、ここで挙げた性的少数者にも当てはまる。後者の場合も、その身体は他の身体と同様に、物質的世界の相互依存関係に置かれている。適切な物質的支援のネットワークに結び付けられていることで、物質としての身体が維持されるのであり、それを基盤にした自己の感覚も安定化しうる。そして、その環境を規範的に根拠づけるのが実定法である。その実定法が差別的セックス概念に基づく場合には、実世界でイマジナリーな領域を実現しうる程度に不平等が生じる。

しかし、だからこそ、人々は本来あるべき法の姿を求め、実定法改革に与するのである。

3. 「道徳的空間」に訴求する「実定法批判の主体たち」

年、同法3条1項4号（生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること）の要件を満たさずとも、性別の扱いの変更を認めるように家事審判の申し立てを起している（2021 鈴木げんほか）。

4 例えば男という性自認はオスの身体に合致すると想定。

5 経済産業省勤務のトランス女性がトイレ利用制限等をめぐり、国を相手に提訴。二審（東京高等裁判所 2021）で敗訴。

6 例えば実定法による公共住宅からの排除。2011年以前の公営住宅法旧23条は公営住宅の入居者資格に同居親族要件を規定。これをもとに多くの地方自治体は公営住宅から同性カップルを排除してきた。

7 ただし、いかにどのような身体として自己を呈示したいかは、性的指向にかかわらず一律ではない。決断に先立つ逡巡を無視した他者からの暴露はイマジナリーな領域の侵害である。なお、2020年東京高裁はアウトティングが不法行為であると判示（東京高等裁判所 2020）。

コーネルは、アメリカ合衆国における中絶をめぐる裁判の判決文⁸を批判的に分析しながら、判決文で確認された権利がイメージナリーな領域の理念に、十分に適うかを検証する。

その議論の中心は、実定法と法理念の比較にあるが、その背後には、法理念への接近を介して、実定法に向きあい、実定法に自らの尊厳ある生の価値を表象させようとする人々の姿を、読み取ることが可能である。

コーネルが「中絶」をめぐる法廷闘争の原告の側に登場させるのは、わたしたち女性である。中絶が憲法上の権利として認められたロウ判決⁹以前の女性たちの経験を、コーネルは、「自己損傷的墮胎」の恐怖として要約している。予期せぬ妊娠に対して、多くの女性たちが選択しえたのは、自らの「手」によって、自らの「子宮」に対して侵襲性の高い介入を行うことのみであった（Cornell 1995=2006: 58-61）。

コーネルは、わたしたち女性の権利闘争に判決文に書かれている以上のもの、すなわち、法理念への希求を読み込んでいる。コーネルが言うには、女性たちが取り組む法改革は、男性が女性たちに行う投影（母としての女性）から、「私たち自身」を取り戻し、既存の言語秩序が他者として排除した女性の形象¹⁰を象徴化し直すことを通じ

てである（Cornell 1995=2006: 68）。筆者の理解では、コーネルが言及する、このような再象徴化とは、実定法には還元できない「道徳的空間」という理念的空間に身を置き、平等に「イメージナリーな領域」を享受しているはずの「人格」として、自己形成していくプロセスのことである。それは、実定法を再評価・再創出するために、実定法に先立って存在する主体として、理念的空間に自らの足場をおく主体としての生成でもある。

今、日本社会で生じている性的少数者が目指す法改革の試みにも同じプロセスがある。例えば、2019年に始まり、北海道、東京、愛知、関西、九州で現在進行中の「婚姻の自由をすべての人に訴訟」では、婚姻の自由が法制化されていないことによって生じる法律上の不利益（税制、相続、医療同意などに関わる）が原告側によって証明されている。ただし、原告の人々が口にするのは、実定法上の権利利益以上のもの、すなわち、原告を含むすべての人が包摂される社会の理念的構想である。以下、九州訴訟原告の一人ゆうたさんの意見陳述からの引用である。

「裁判所には、人を人として尊重する判決を期待しています。その判決はきっと、この国が、より多くの人たち

8 コーネルが紙幅を割くのは、アメリカ合衆国最高裁判所によるロウ判決（SCOTUS 1973）。それは中絶をアメリカ合衆国憲法から導き出せるプライバシー権に属すると示す。コーネルはこの判決の補足意見でダグラス判事が「自らの健康と人格に配慮する自由」を支持する点を評価する。他方、彼のプライバシー概念が含む「自律性」という視点が公共施設による支援の必要性を軽視させる効果をもつとも危惧する（Cornell 1995=2006: 80-1）。

9 脚注8参照。

10 この形象をコーネルは「女性的なもの the feminine」と呼ぶ（Cornell 1995: 50=2006: 68）。

にとつて、安心で、住みやすい、信頼し得る国であることを証明するのに役立つでしょう。不本意に自分を偽ったり、苦しんだり、傷付けるような人が減り、幸せな人が増えることを、心から願っています。」(2022ゆうた: 5〔傍点は引用者〕)

筆者はこの日の出来事を次のように理解している¹¹。原告は、傍聴席はもちろんのこと、その場に不在の人々についても語っている。「より多くの人たちにとって、安心で、住みやすい、信頼し得る国」という表現で、性的自由を平等に分ち合う諸人格からなるわれわれの姿を理念的に想い描いている。そして、そのような理念に照らして、実定法を変更することで、実際の社会で、「不本意に自分を偽ったり、苦しんだり、傷付け〔て〕」暮らさなければならぬ人々を生み出すことがないようにと要求している。このような理解が許されるならば、性的少数者の場合も、中絶の自由の場合と同様に、実定法上の諸権利を獲得しようとする運動が、理念を語る言葉を通じて、実定法上の先立つ道徳的空間の成員としてのわれわれ¹²を構成していると理解している状況はあると言ってよい。

では、そうだとすると、「イマジナリーな領域」が等しく保障されるべき「人格」としての「われわれ」は、「身体」として、「法のまえ」に対して、どのように現れるの

か。コーネルは、「自分のものとしてのこの身体」という「感覚」(Cornell 1995=2006: 114)が、自己表象の自由に決定的に重要であると論じる。が、そこで言われる身体は、感じられる身体であり、感じる身体ではない。筆者が最終的に概念化したい現象は、法という言葉で伝達される規範と身体としての自己の関係を感じ取る身体である。それを論じるべく、IV章では、能動的行為者としての身体を論じるバトラーの所論を批判的に整理しながら、イマジナリーな領域の保護を求める身体としての主体を理論化する。ただし、そのためにも、まずはバトラーのジェンダー理論にみる法の位置づけを批判的に検討しておく必要がある。

Ⅲ. 「法のまえ」に対するバトラーの両面評価

1. 「法のまえ」の遡及的構築

バトラーのジェンダー理論(1990=1999, 1993)には、法理念への懐疑を読み取ることができる。本章では、それを示しつつ、懐疑しつつも法理念と関わることは、性的自由の拡大にとって有益であるし、否定することもできないことを示す。

バトラーによれば、法は巧妙である。それは、「表象/代表」しているに過ぎないと言うものを「生産」する。「存在論的全一性をもつ」「法のまえに存在する主体」とされるものも、法の差別的パフォーマンスが生み出すのである(Butler

11 筆者は2022年2月10日に福岡地方裁判所101号法廷で、一人の性的少数者として、この言葉を満席の傍聴席から耳にしていた。

12 ゆうたさんと同日同所で意見陳述を行った原告代理人・仲地彩子弁護士も「原告らの声」の「背後には、たくさんの当事者の声があること」を強調する(仲地2022: 4)。

1990=1999: 20-1)。

パフォーマティヴィティとは、言説が反覆引用されることである。同一的とされるもの、すなわち、主体としての同一性も身体の客観的事実としての同一性も、この反覆引用の効果として、言説に先立つものであるとの位置づけを付与されるのである (Butler 1993: 1-23)。この定式に従えば、法のまえの主体という特別な地位の同一性も、そのような地位を措定する法が反覆引用され続けることで維持されていると言える。同時に、セックスで名指されるところの客観的事実の同一性も、差別的セックス概念が示す身体の客観的同一性に応じてその特別な主体位地を不平等に分配するように規定している法が、反覆引用されることで維持されていると言うべきなのである。

要するに、バトラーにおいては、法のパフォーマティヴィティの効果として、序列をもつ諸セックス、それに対応した法的諸主体、それらの間に敷かれた権力関係が再生産される。しかし、その説が正しいとしても、理念的空間としての「法のまえ」を措定し、「セックス」について語る法的主体として立とうとする行為を断念しなければならない理由はない。

本章では、以下、『ジェンダー・トラブル』におけるモニク・ウィティッグ (Monique Wittig) の社会契約論 (Wittig 1989) へのバトラーによる批判を検討し、筆者の主張を裏づけていく。

2. ウィティッグ批判に見る法理念への不信

バトラーは、強制的異性愛を前提とする反理念的な社会契約に関するウィティッグ

の分析に両面評価を加える。バトラー曰く、ウィティッグの分析によれば、そのような社会契約は、物事を正しく語る主体としての欠格事由に女性 (メス) というセックスであることを定め、普遍の人間として正しい判断を行う主体を男性 (オス) に割り振ることで、創出維持される (Butler 1990=1999: 203-15)。バトラーは差別を肯定する仕方で概念化される社会契約が差別的な社会関係を再生産するとの上記の分析に異論を挟まない。が、ウィティッグが、差別的な基本法にとって代わる別の基本法を創出するために、理念的な社会契約に訴求する主体を擁護することに対しては批判的である。

バトラーが言うには、ウィティッグは、「普遍の見地という口実で他の人間を排除し」「そのような人々から発話の権限を剥奪するような、階層秩序を制定する」「異性愛契約」とは対照性をなす理念に適う基本法があると言う。それは、「自由意志」をもつ「権威ある語る主体」による「理想的な社会契約」である。ウィティッグは、「異性愛契約」の外部へと徹底的に排除されており、それゆえ、差別的契約を支えるセックス概念に染まっていない性的主体、すなわち同性愛者こそがその担い手であると言う (Butler 1990=1999: 214-5)。

バトラーはウィティッグ説を、社会的強制としての異性愛契約、ゆえに瑕疵のある社会契約と、その欺瞞を察知し解消を図る主体による真の社会契約を二項対立的に論じるものとして整理する。その上で、「レズビアン」や「ゲイ男性」が、真の契約主体を選別するための「強制的カテゴリー」に転

化することを危惧し、社会契約のまえに立つ主体を措定することを批判する (Butler 1990=1999: 225-6)。代わりに、強制的異性愛のセックス概念を、「ゲイ／レズビアン文化」による「パロディ的再占有」¹³によって、脱自然化・不安定化を図る戦略を提示する (Butler 1990=1999: 217)。かくして、社会契約の理念が想起させる基本法制定に等しく参加する主体という位置、すなわち、「法のまえ」という理念は考察外となる。

3. ウィティック批判の難点と課題

バトラーがウィティックを批判する背景には、「主体となるのに必要な基準」 (Butler 1990=1999: 26) を取り仕切る記号として、セックスが遍く広がる政治社会において、セックス概念が引き起こす強制・差別を免れる領域はないとの判断だ¹⁴。だから、ウィティックが、同性愛であればセックス概念の問題点から自由であると措定したことを、バトラーが批判した点は故あることだ。

だが、同じく言えることは、誰もが平等で自由である法に先立つ空間——パフォーマンスに遡及的に信じられてゆくものなのだが——に訴求する法的実践もまた止むことはないだろうということだ。なぜならば、その行いもまた異性愛主義的セックス概念に続べられた社会秩序を改変する戦略であるからだ。コーネルが示すように、その戦略がセックス概念の脱本質主義化を進

める法理論、つまり、セックス概念と自己との関係を自由に再構築する権利の保障を要請する法理念とそれに規制される実定法に基づくのであれば、その行いを否定する理由はない。

加えて、バトラーのウィティック批判に内在して言うても、バトラーは、そのような法的実践を否定できないはずだ。パロディという語でバトラーが擁護せんとする実践の本義は、本物や起源とされるものへの原理主義的心酔へ批判的に距離を維持し、本物とされるものを非正統的に引用することで、セックスの狭隘な定義が消し去ろうとする、身体の言語化されていない可能性を探索し露呈させる営みにある (Butler 1990=1999: 217-27) と理解できる。ならば、「法のまえ」に訴求する実践も同趣旨の実践たりうる。実際、手垢に塗れたセックス概念を、非正統的な仕方で引用しつつ、同じく手垢に塗れた概念である社会契約の真の主体なるものに依拠して、いまだそのような主体位置にあるとみなされていない場面で、場違いにも、自己を呈示する実践はありうる。それは、本物のセックスを備えた本物の主体による法の創出という措定に対して、排除された身体の生き様を対峙させ、その措定への対抗的政治になる。だから、バトラーが「法のまえ」への訴求を否定する理由はない。

ウィティック批判では、セックスを基準に「法のまえ」から予め排除されている主

13 例えば「ダイク」「クィア」などの「同性愛のアイデンティティに対するもともとの侮辱的カテゴリー」を敢えて利用し抵抗の意を示すこと (Butler 1990=1999: 217)。

14 バトラーは「セックス」を梃子とする権力関係からの解放区を措定することを、「形而上学」的と批判する (Butler 1990=1999: 179)。

体が、セックスの意味を読み替えて「法のまえ」の主体位置にあるとの資格確認を求め現れること自体が、法を変容する営みとして評価されない。他方、人民主権を謳う社会運動を論じる別の議論（Butler 2013=2015, 2015=2018）では、「われわれ人民」という表現でもって、理念的な自己の姿としての「法のまえに存在する主体」（Butler 1990=1999: 21）に訴求し、不平等な社会関係の変容を求める資格者として自らを位置づけようとするパフォーマンスィヴィティを擁護する。

筆者の理解では、この社会運動論に、ウィティグ批判が概念化しなかった主体像、すなわち、自由を求めセックスを非正統的に引用し法理念に訴求する主体の姿を、読み込むことは可能である。そして、そのような読解を通じ、性的自由を求め法理念に訴求する主体が身体であることを導き出せる。ただし、バトラーの社会運動論は身体としての主体が実定法上の争いの場に直に登場している可能性に関しては考察不足であるとも筆者は考えている。そこで次章では、バトラーの議論を批判的に整理することで、いかに諸身体が理念的世界と接触し実定法改革を試み、イマジナリーな領域を現実世界に押し広げうるかを検討する。

IV. 「法のまえ」に現れる「諸身体」

1. 「法」と「交差的関係」にある「身体」の「パフォーマンスィヴィティ」

バトラーは、被治者全体を合法的に表象

／代表すると自称する政府が、被治者の身体と物質的環境の関係を秩序づけ、そのことで被治者の身体のあり方に一定の形式を課しているとき、「諸身体」こそが、その政府の正統性を問いただし、新たな「われわれ人民」を構成していくと言う（Butler 2015=2018）。言語的に構成される意識に触発されながらも、これに一致しない感覚をもつ身体の集合的運動に、バトラーは、「法のまえ」を構成する主体形成過程を見出すのだ。これを論じるため、バトラーは、ショーシャナ・フェルマン（Shoshana Felman）の発話行為論とハンナ・アレント（Hannah Arendt）の政治理論¹⁵を総合する。本節ではフェルマン系の議論に焦点を当て、バトラーがいかに身体と法の関係を概念化しているかを批判的に整理する。

フェルマンは、発話行為者、すなわち、言葉で何かを行おうとしている者の意図した意味とは別の何事かを、その発話の器官としての身体が、当該行為者の意図伝達的手段としての役割を超えて、意味する事態を指摘する（Felman 1980=1991: 17-83）。この議論から、バトラーは、「交差的 chiasmatic」という、言語と身体の関係を表すための概念を抽出する。バトラーにおいて、その概念は、言語の表す意味と身体が感じ取る意味の双方を措定し、その上で、両者が相互に参照しあいながらも、完全に一致せず、相互に脱一致の契機を含んでいる事態を指すために使用される（Butler 1997a=2001: 241, 2015=2018: 179, 233）。交差的関係という着

15 前者から言語的意識と身体的知覚の関係に関する理論を、後者からは可変的な異質性を前提とした共生の理論を継承している。

想をもとにバトラーは社会運動を論じていくのだ。

バトラーは、権利獲得のための政治的要求の言語化とこれに照応しつつも、これに還元されえない身体のパフォーマティビティがあると説く。その例が街頭に結集する身体だ。インフラの未整備ゆえに外出に困難を抱える障がいのある人々、レイプの恐怖に晒されている人々、これらの人々が街頭に赴き、その身体で移動してみせることは、その人々が、「抽象的な権利」「主体」としてばかりではなく、「立ち止まり、移動し、重要な生を生きるための公的形式の支援を必要とする身体」であることを示す行為なのだと言う (Butler 2015=2018: 179-80)。

この例から一般化するならば、身体のパフォーマティビティとは、それが批判的であるときには、身体として、物質的環境に身を置き、ありうべき自己の存在を環境との関係で先取的に感じ取り、自己に当てがわれてきた物理的位置を超えて、移動することによって、特定の規範のもとで可動性をえる権力関係が人為的に生み出している物質的相互依存関係に介入しようとする行為であると言えよう。再度、バトラーの記述に従って言えば、その行為は、国家権力を合法的に掌握していると称するわれわれという言語カテゴリーへの包摂では、自己を説明できない諸主体として、自己を感知し、表現することで、自己を再構成していく諸身体の世界運動を生む (Butler 2015=2018: 231-3)。

しかし、バトラーが追究しない点は、この社会運動が、いかに実定法改革へと回帰していくのかだ。バトラーは、諸身体は抽象的な権利主体以上の存在であると言うが、自身の交差的関係の理論に則するならば、諸身体と法の言葉の関係は、不即不離の関係にあるのだから、法に還元しえない身体領域があるのだとしても、法との対面を免れる身体があるわけでもないはずだ。さらに、バトラーも、「われわれ人民」という理念上の「法のまえ」の主体に諸身体が訴求する点は否定しない。ならば、諸身体が、あるべき法を求めるとわれわれの姿を感知しながら、実定法を批判的に語る言葉に感じ入る状況はあるはずだ。筆者が想定している状況とは、例えば、法廷を埋めつくす人々が、交わす目線や漏らす嗚咽によって、国家を訴える原告の声に、共感を示し、また原告の声によって自己の生への承認を感じ取っているような場面だ¹⁶。

もっとも、バトラーが実定法上の権利闘争を警戒することには根拠がある。バトラーは被差別集団が、「司法」で「法的庇護」を要求するときに、その場に特有の言説枠組みに促される形で、「なんらかの共通した特徴によって定義づけられた共同体として〔自己を〕提示する」ことを警戒してきた (Butler 2004=2007: 55-7)。例えば、傷を負わされる固有の可能性を措定し、これに女性という集団の基礎付けを求める行為は、ある種の女性の規範的形象を産み出すのであり、結果、「ジェンダー不適合の人々」が必

16 「婚姻の自由をすべての人に訴訟」のほか、性的少数者が自己の権利擁護を求めて行う訴訟では繰り返されている光景だ。

要な保護を得られない可能性を強化することに結びつく (Butler 2015=2018: 184-5)。こうした判断から、バトラーは、実定法の枠組みのもとにある専門諸機関とは別の空間 (その代表が街頭) で行われる対抗的な諸身体の運動に不平等な社会を変容させる可能性を託すのである (Butler 2015=2018: 184)。

ただ、実定法もなお「権力の諸様態」 (Butler 2015=2018: 188) を形成する機構であるには違いないのだから、諸身体に寄り添う枠組みとしての実定法の条件は考察されるべきだ。差別的・拘束的セックス概念を批判し、同時に、言語と身体の交差的関係を提示するバトラーの立場からすれば、その条件とは、言語秩序に拘束され条件づけられながらであるにしても、身体が自己を感知し直す余地を、身体に保障する規範であることと言っているだろう。そして、この規範の原型こそ、コーネルが、イマジナリーな領域の理念として描き出したものだ。先述のように、その理念は、自己表象の自由を物質的支援のもとに実現しうることを保障する法制度を要請するものであった。もっとも、コーネルは実定法に改変を迫るわれわれを描くが、そのわれわれが、実定法と交差的関係にある諸身体であることは示さない。

だが、言語-身体に関するバトラーの理論と法に関するコーネル理論を統合すれば、法理念に訴求し、実定法に改変を迫る諸身体としてのわれわれを次のように概念化もできる。法廷や議会などの実定法が創設・改変される公式場面にも人々は、諸身体として、赴いている。その諸身体は、実定法を前提に築かれた差別的法言説によっ

て構造化された言語的意識に触発されながらも、それでは正しく評価されえない生活や人生の実態を確信し、それを反映する感覚に動機づけられながら、そのような場面に結集する。そして、諸身体は、その感覚に裏づけられる形で自己表象の自由を等しく分かちあえる理念的世界を感知し、そして、法のまえに立つ資格のある者として、実定法上の権利の再彫琢への要求を一連の行動で表現している。

このような諸身体は、理念としてのイマジナリーな領域を、不断に実定法へと結実させ、性的自由を享受できるべき自己を支える物質的・社会的関係を拡張せんとしているのだと言えよう。では、諸身体の結集は常に自由を拡張する運動なのだろうか。そうではない。だからこそ、諸身体の集合のあるべき姿を論じる必要がある。これを論じる位地に、バトラーがアレントを再定位して述べる複数的な現れの領域という概念がある。

2. 「イマジナリーな領域」と「現れの領域」

アレントが言う「現れ」とは、人々が「複数的」であることである。複数的であるとは「他人と異なる唯一の人格としての自己」を同等な他者に呈示し相互に関与しあっていることである (Arendt 1958=1994: 286-98, 320)。「現れの空間」とは「共に活動し、共に語ることから生まれる人々の組織」であり、かつ、「共に活動し、共に語るという目的のために共生する人々の間に生まれる」空間である (Arendt 1958=1994: 320 [引用者改訳])。

要するに、アレントがいう現れの空間と

は相互に差異を否定せず受容しあう共生を集合的に生み出す政治的活動を基盤にし、かつ、目的とする場である。バトラーはこの説を継承しつつも、その活動の主体が身体としてある点を強調する¹⁷。

バトラーが言うには、「国家権力」が特定の身体的生を蔑ろにしているとき、「諸身体」の集団が結集し、五感で相互に感じ合い、その動き、身振り、特定の協調の仕方によって、「国家権力」に対峙する場合がある。そのとき、諸身体は「人民意志」を集合的に形成し、言葉に先立つ形で、国家権力に先立つ諸主体たる「われわれ人民」として自己を構成している (Butler 2013=2015: 204-5)。バトラーは、差別的な国家に対し、このように批判的距離をとる諸身体に「現れ」という活動を見出すのである。

だが、同時に、バトラーは「現れの領域」が権力に象られることから自由ではない点も明記する。バトラーによれば、その領域も、「不適格者」を規定・排除する「権力の差別的な形式」によって構成されることで名目的なものへと墮落しうる。だから、「以前には存在しなかった適格さ」を「複数的にパフォーマンスに措定」してゆく、「不適格者」たちの「連携」によって対抗され続ける必要がある (Butler 2013: 50=2015: 68 [引用者改訳])。

一言で言ってしまうと、バトラーにあっ

て、現れの領域とは、同一性を強いる権力関係に諸身体が対抗する限りで維持される共生の場なのである。このことを、法に関連づけ翻案して言うのであれば、諸身体がセックスに関する公定の論理をもって同一性を強いる実定法を批判し、イマジナリーな領域の保障を実定法に迫っているとき、それらの諸身体は現れの主体として自らを自己形成しているのだと言える。

だからこそ、「法のまえ」に自らを置き、同一性の強制に対抗しようとするのであれば、諸身体は、パフォーマンスに自分たちを構成するさいに、異質な他者を排除してしまう危険を感じ取り、自分たちが不断に再構成されることを受容しようとする、実定法に先立つ責任を負うことにもなる。そうでなければ、己のイマジナリーな領域の保障を実定法に要求しておきながら、他の身体のそれに関しては、無関心であるということになる。それは名ばかりの現れである¹⁸。

そして、問題は、実際に、身体のパフォーマンスの全てが、差異の承認に向かうとは限らない点だ。同性愛やトランスジェンダーに嫌悪的な実定法が保障する権利を口にするだけで自己の感覚を確認している身体は、己の身体的統合性の特権性を揺るがす身体には嫌悪を露骨に表現することがありうる¹⁹。他方で、ある性的少数者

17 「肉体的アイデンティティ」からの解放区に現れの空間を構想するアレント (Arendt 1958=1994: 291-3) はその場にはかに身体が現れるかは考察しない。

18 イマジナリーな領域はパフォーマンスの非決定性なくして維持されないとの大貫の指摘 (大貫 2014: 134) は身体の現れにも当てはまる。身体の現れが再構成されるための条件は、そのパフォーマンスが非決定的であることだ。

19 異性愛者が、自らは性的指向を隠さず暮らしているが、オープンな同性愛者に対し、見ない・聞か

が自己の身体への敬意とそれを支える物質的環境の整備を求め、実定法の不首尾を問題にしている、他の性的少数者に対しては、嫌悪を示し、連帯の拒絶を表明する²⁰ことも考えうる。

前者の例は、他者のみならず実際には自己のイマジナリーな領域をも消滅させている実定法に固執し、差異が開花する現れの領域を諸身体の間から消失せる行動である。後者の例は、現れの領域への自己の参入を求めている、その空間から失われた他者がいることに想像が及ばず、現れの領域を形骸化させる行動である。

理念としての「法のまえ」を維持しようとするならば、実定法はもとより、その是非を検証する「法のまえ」の「われわれ」からさえ排除されている他者に、倫理的に応答することが諸身体には不断に求められる。そこで、バトラーが別所で論じ (Butler 1997b=2012)、大貫が政治を論じる脈絡で整理する「批判的脱主体化」に、現れの領域をより道徳的なものとして刷新し続ける可能性があることを示して、論を終えよう。

3. 「現れの領域」の道徳性を持続させる「批判的脱主体化」

「批判的脱主体化」とは、法の構造が含む脱構造化の余地²¹を活用し、法の原理的暴力性を批判するために、法を引用しながら、現行の法的枠組みの内部には見いだせない別の世界の可能性を、法／法の引

用者に対して切り開く営為である (Butler 1997b=2012: 159-62)。政治を論じる脈絡で大貫は、「批判的脱主体化」を次のように論じる。ひとまずバトラー (Butler 2013=2015: 74) にならい、「政治的諸要求」と「政治の条件」を分ける。その上で、「政治的諸要求」が不平等な諸主体間の「社会闘争」を構成するのに対し、「政治の条件」とは「社会闘争」の条件自体を脱／再構築する契機であるとする。大貫によれば、後者の契機に当たるのが、「批判的脱主体化」である (大貫 2018: 97-8)。

政治に関連づけて論じる大貫の図式を、再度、法に引き付けて言えば、批判的脱主体化とは、既存の法的枠組み内部での諸権利の諸要求をめぐる政治ではなく、既存の法的枠組みが包摂しきらない余剰領域 (大文字の他者) を露呈させ、その枠組み自体の再創出を図る活動である、ということになる。いわば、それは法的枠組みを脱／再構築するメタ政治である。

さらに、この議論を実証主義的セックス概念と実定法の関係に適用してみよう。すると、権利付与の条件として、客観的認識の対象としてのセックスに基礎づけられた集団としてのアイデンティティを証明することを要求する法的枠組み内での闘争は、セックスを支えとする実証的空間の制約内での「社会闘争」ととどまると言うべきである。他方、批判的脱主体化であれば、正統な主体として承認されることと引き換えに、

ない権利もあると憤慨する例。

20 ゲイ男性が「おかま」との距離をとるため「おねえ」を嫌悪する例。

21 法は、法の引用者なくして自己を再生産できない。が、法は法の引用のされ方を完全には制御しえない。

自己説明を特定の仕方でセックスを参照し基礎づけてみせるように強いられること自体を、批判する活動であるはずだ。そうであればこそ、主体間の階層化の要にセックスを置く実定法の構造を揺るがせにし、その構造が抹消してきた身体的生が探索される余地をその構造に対面させ、実定法を曲がりなりにもイマジナリーな領域を保護せんとする規範へと変化させもするのだ。

真の意味で現れの領域を諸身体が志向するのであれば、現行のわれわれの生の形式には還元できない他者の喪失を哀悼する感受性を育まなければならない。それが、「法のまえ」に訴求して、実定法に己の生の価値を表象させんとする主体が、実定法のみならず「法のまえ」さえもつその原理的暴力性に向き合うための倫理的構えであるからだ。それは、身体感覚に法が刻印した自己の境界線を失うことを帰結する²²だろうが、相互に還元不可能なイマジナリーな領域をもつ諸身体の連帯の場として現れの

領域を維持し続けてくれるであろう。そして、この意味での現れこそが実定法を批判し、それをイマジナリーな領域を保護する手段へと再創出しつづける、われわれのありべき姿であるのだと言えよう。

V. 結語

コーネルとバトラーの所論を批判的に統合することで本稿が示したことは、諸身体としてのわれわれが実定法のセックス概念に影響されながらも、それに還元不可能な理念的領域に立ち、自己表象の自由を物質的世界において実現しうるように実定法に要求する主体として生成しうることだ。かかるわれわれが、法のまえの諸身体であり続けるためには、同一化を迫るセックス概念に誘発される自己の感覚に対して不断に懐疑的であり続けなければならない。そうである限りで、諸身体としてのわれわれは異なることを受容し合う共生を志向しうるのである。

【参考文献】

- Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*. Chicago: The University of Chicago Press. (志水速雄訳, 1994, 『人間の条件』筑摩書房.)
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble*, New York & London: Routledge. (竹村和子訳, 1999, 『ジェンダー・トラブル』青土社.)
- . 1993, *Bodies That Matter*, New York & London: Routledge.
- . 1997a, *Excitable Speech*, New York & London: Routledge. (竹村和子訳, 2004, 『触発する言葉』岩波書店.)
- . 1997b, *The Psychic Life of Power*, Stanford: Stanford University Press. (佐藤嘉幸・清水和子訳, 2012, 『権力の心的生』月曜社.)
- . 2004, *Precarious Life*, New York & London: Verso. (橋本哲也訳, 2007, 『生のあやうさ』以文社.)
- . 2013, “Nous, le peuple: réflexions sur la liberté de réunion,” A. Badiou, P. Boudieu, J. Butler, G.

22 「女性的なもの」の経験につきコーネルに同様の指摘がある (Cornell [1990]1999 = 2003: 357)。

- Didi-Huberman, S. Khiari et J. Rancière, *Qu'est - ce qu'un peuple?*, Paris: Fabrique, 53-76. (市川崇訳, 2015「われわれ人民」『人民とはなにか?』以文社, 53-80.)
- . 2015, *Notes toward a Performative Theory of Assembly*, Cambridge: Harvard University Press. (佐藤嘉幸・清水和子訳, 2018『アセンブリ』青土社.)
- Cornell, Durucilla, [1990]1999, *Beyond Accommodation*, Lanham&Oxford: Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 1999. (仲正昌樹監訳, 2003, 『脱構築と法』お茶の水書房.)
- . 1995, *The Imaginary Domain*, New York: Routledge. (仲正昌樹監訳, 2006, 『イマジナリーな領域』御茶の水書房.)
- . 1998, *At the Heart of Freedom*, Princeton: Princeton University Press. (石岡良治共訳, 2001, 『自由のハートで』情況出版.)
- Felman, Shoshana, 1980, *Le Scandale du corps parlent*, Paris: Seuil (1991, 立川健二訳, 『語る身体のスキャンダル』勁草書房.)
- 大貫拳学, 2014, 「『女性的なるもの』から『批判的脱主体化』へ」『現代社会学理論研究』8: 128-40.
- . 2018, 「J. バトラーの『倫理』概念をめぐって」『現代社会学理論研究』12: 90-102.
- 仲地彩子, 2022, 「令和元年(ワ)第2827号・令和3年(ワ)第447号 2022(令4).2.10.意見陳述書」, Call4, (2022年6月14日取得, <https://www.call4.jp/file/pdf/202202/4a238998f1ec29c6d8a848f9590e03ba.pdf>).
- 鈴木げん・藤澤智実・堀江哲史・本多広高・水谷陽子・渡邊萌香, 2021, 「令和3年(家)第335号 家事審判申立書(性別の取扱いの変更)」, Call4, (2022年6月14日取得, <https://www.call4.jp/file/pdf/202110/d950642dd0bdfd1bc640bd12418eba9d.pdf>).
- The Supreme Court of the United States, 1973, *Roe v. Wade*, 410 U.S. 113., Caselaw Access Project, (Retrieved June 19, 2022, <https://cite.case.law/us/410/113/#b188-49>).
- 東京高等裁判所, 2020, 「平成31年(ネ)第1620号 令2.11.25判決」, D1-Law.com判例体系, (2022年6月13日取得, <https://dtp-cm.d1-law.com/>).
- . 2021, 「令和2年(行コ)第45号 令3.5.27判決」『労働判例』1254: 5-27.
- Wittig, Monique, 1989, "On the social contract," *Feminist Issue* 9(1): 3-12.
- ゆうた, 2022, 「令和元年(ワ)第2827号・令和3年(ワ)第447号 2022(令4).2.10.意見陳述要旨」, Call4, (2022年6月14日取得, <https://www.call4.jp/file/pdf/202202/7d60eb9858d4fcb9b6fa45504b2b8b3.pdf>).

(掲載決定日: 2022年6月10日)

Abstract

Bodies That Appear “Before the Law”: Rethinking and Integrating the Basic Concepts of Cornell and Butler

Shinichi NAGANO

This study explores how bodies stand “before the law” if and when a law forces them to conform to a given concept of sex.

The term “before the law” denotes the conception of an ideal arena whose members are equally free as persons. The notion cannot be reduced to legal discourse comprising statutes, precedents, scientific documents, and such materials; rather, it represents a space that precedes that kind of discourse.

First, this paper examines Cornell’s conception of the imaginary domain to confirm that we can posit those subjects who, so as to materialize their freedom to (re) imagine and (re) create their bodily image, both locate themselves “before the law” and confront all legal discourse that embeds discriminatory and binding order in the material world.

Second, this paper critically integrates Butler’s theories on social movements with Cornell’s ideas to prove that such subjects can appear exactly as bodies whose differences are irreducible to each other.

This study is original in its focal attention on the ideality and corporeality of subjects who criticize laws.

Keywords

Law, bodies, sex, the imaginary domain, appearance

